

令和7年1月24日

公募型見積合わせ公告の訂正

令和7年1月17日付け公募型見積合わせ公告について、以下のとおり訂正します。

1. 調達内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 調達番号 | 財契107 |
| (2) 契約件名 | 大阪大学吹田地区廃蛍光灯、廃電池及び廃バッテリー一搬出処理請負業務 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 契約期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

訂正する事項

1. 見積参加資格に関する事項

- ・見積参加資格(2)における収集運搬業及び処分業の許可は産業廃棄物のみとするため、以下のとおり訂正する。

- (2) 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長より産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長より産業廃棄物処分業の許可を受けた者とする。

2. 見積書提出期限

令和7年1月30日 17時15分

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契107
- (2) 契約件名 大阪大学吹田地区廃蛍光灯、廃電池及び廃バッテリー一搬出処理請負業務 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長より産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分量の許可を受けた者とする。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書並びに公募型見積合わせ公告に示した見積参加資格(2)を満たすことを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課役務係
電話 06-6105-6236
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年1月24日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住所

会社名

氏名

[印]

電話番号

見 積 書

調達件名 : 大阪大学吹田地区廃蛍光灯、廃電池及び廃バッテリー搬出処理請負業務 1式

廃棄物の種類	分類	廃棄物の名称		数量	単価 (税抜)	合計
汚泥・金属くず ガラスくず・廃 酸	水銀使用製品	1	廃蛍光灯	4,252kg	円/kg	円
		2	廃電池(リチウム除く)	2,764kg	円/kg	円
	産業廃棄物	3	廃電池(リチウム)	183kg	円/kg	円
		4	廃バッテリー(リチウム除く)	2,202kg	円/kg	円
		5	廃バッテリー(リチウム)	564kg	円/kg	円
合 計						円

※重量については、風袋込みの重さとする。

※単価には収集運搬費を含む。

仕様書

契約の表示	大阪大学吹田地区廃蛍光灯、廃電池及び廃バッテリー搬出処理請負業務 1式
契約の期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお、契約期間満了の2ヶ月前までに、発注者から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和9年3月31日まで継続するものとする。
排出部局	国立大学法人大阪大学吹田地区 (詳細は別紙1による)
適用法令	契約の細目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「毒物及び劇物取締法」並びに関係法令を適用し、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
代金の支払	代金は、業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

仕様

1. 収集運搬業者及び処理処分業者は、産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）の搬出処理を、本仕様書及び本学安全衛生管理部作成の「安全衛生ガイドライン」に従って実施するものとする。
2. 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長より産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長より産業廃棄物処分業の許可を受けた者とする。
3. 収集運搬業者は、大阪府知事と処分地又は積替保管場所の行政庁の長が許可した「産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを、処理処分業者は、処分地を管轄する行政庁の長が許可した「産業廃棄物処分業許可証」の写しを、大学に提出するものとする。
4. 収集運搬業者及び処理処分業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織使用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）に加入しているものとし、それを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを発注者に提出するものとする。
5. 収集運搬業者は、本学が排出する産業廃棄物等の適正処理に関する処理処分業者の営業及び請求業務等の一切の窓口業務を行うものとする。

6. 廃棄物の種類、分類、名称及び予定数量

廃棄物の種類	分類	廃棄物の名称		予定数量
汚泥・金属くず ガラスくず・廃酸	水銀使用製品産 業廃棄物	1	廃蛍光灯	4,252kg
		2	廃電池(リチウム除く)	2,764kg
		3	廃電池(リチウム)	183kg
	その他	4	廃バッテリー(リチウム除く)	2,202kg
		5	廃バッテリー(リチウム)	564kg

7. 収集運搬業務は、別紙図面内の本学が指示した部局等において、原則として大学院工学研究科、医学部附属病院においては毎月1回以上(但し、最終月は2月とする。)、大学院工学研究科、医学部附属病院以外においては隔月(偶数月)1回以上実施するものとする。但し、別途本学の指示により追加で実施することもある。
8. 本学は、収集運搬業務の実施日の2週間前までに、別紙2「廃棄物リスト」を収集運搬業者に送付するものとする。
9. 上記廃棄物の内、廃水銀、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等については、関連法令に従い、適正に搬出処理を行うこと。
10. 本学は、電子マニフェストシステムにより収集作業前に必要事項の予約登録を行い、収集作業完了後、速やかに本登録を行うものとする。
11. 収集運搬業者は電子マニフェストシステムにより、収集作業完了後数量等の修正を行い、収集運搬完了後原則3日以内に報告を行うものとする。
 処分処理業者は電子マニフェストシステムにより、中間処分処理完了後及び最終処分業者から最終処分処理報告を受けた後、原則3日以内に報告を行うものとする。
 また、本学より書面による業務完了報告書の提出を求められた際にはこれに速やかに応じるものとする。但し、土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)廃棄物の引渡し日、運搬終了日、中間処理終了日及び最終処分業者から最終処分終了報告を受けた日は報告期限に含まないものとする。
12. 収集運搬業者は、収集運搬業務を行った際には引取書を発行し、各部局立会者の検認後、検査職員の補助者(別紙1参照)に提出するものとする。
13. 業務は、電子マニフェストシステムにて、中間処分処理完了報告の通知をもって完了とする。
 なお、収集運搬と中間処分処理については、マニフェスト情報を登録した日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に(但し、2月の回収に限っては、3月31日までに完了するものとする。)、最終処分処理報告については、マニフェスト交付の日から180日以内に完了するものとする。

14. 業務に必要な機器・消耗品等は、全て収集運搬業者及び処理処分業者の負担とする。
15. 収集運搬業者は、収集運搬業者の過失により、本学の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えた場合は、弁償の責を負うものとする。
16. 収集運搬業者は、収集運搬の際は、安全かつ無事故に業務を完了できるよう、細心の注意を払って業務を行うものとする。また、本学は、本学安全衛生管理部作成の「安全衛生ガイドライン」に従って上記廃棄物の管理及び排出を行うものとする。
17. その他詳細については、本学財務部契約課役務係及び各部局担当係の担当者と協議により決定するものとする。

別紙 1

排出部局、検査職員の補助者及び担当係一覧

部局名	住所	検査職員の補助者	担当係
本部事務機構	吹田市山田丘 1-1	財務部契約課 契約総括係長	財務部契約課 契約総括係
大学院人間科学研究科	吹田市山田丘 1-2	会計係長	会計係
医学部保健学科	吹田市山田丘 1-7	会計係長	会計係
医学部附属病院	吹田市山田丘 2-15	管理課用度第三係長	管理課用度第三係
大学院歯学研究科	吹田市山田丘 1-8	総務課管理係長	総務課管理係
大学院薬学研究科	吹田市山田丘 1-6	会計係長	会計係
大学院工学研究科	吹田市山田丘 2-1	(工学研究科) 経理課契約係長	(工学研究科) 経理課契約係
コアファシリティ機構低温 科学支援部門	吹田市山田丘 2-1		
超高压電子顕微鏡センター	茨木市美穂ヶ丘 7-1		
ラジオアイソトープ総合セ ンター	吹田市山田丘 2-4		
環境安全研究管理センター	吹田市山田丘 2-4		
生物学国際交流センター	吹田市山田丘 2-1		
大学院生命機能研究科	吹田市山田丘 1-3	会計係長	会計係
微生物病研究所	吹田市山田丘 3-1	会計係長	会計係
産業科学研究所	茨木市美穂ヶ丘 8-1	研究連携課契約係長	研究連携課契約係
蛋白質研究所	吹田市山田丘 3-2	会計係長	会計係
社会経済研究所	茨木市美穂ヶ丘 6-1	会計係長	会計係
接合科学研究所	茨木市美穂ヶ丘 11-1	会計係長	会計係
核物理研究センター	茨木市美穂ヶ丘 10-1	会計係長	会計係
D3 センター	茨木市美穂ヶ丘 5-1	情報推進部 情報企画課会計係長	情報推進部 情報企画課会計係
レーザー科学研究所	吹田市山田丘 2-6	会計係長	会計係
大学院情報科学研究科	吹田市山田丘 1-5	会計係長	会計係
世界最先端研究機構 免疫学フロンティア研究セ ンター	吹田市山田丘 3-1	会計係長	会計係
附属図書館生命科学図書館	吹田市山田丘 2-3	附属図書館総合図書館 会計係長	附属図書館生命科学図 書館班管理主担当
附属図書館理工学図書館	吹田市山田丘 2-1	附属図書館総合図書館 会計係長	附属図書館理工学図書 館班管理主担当

部局名	住所	検査職員の補助者	担当係
大学院医学系研究科	吹田市山田丘 2-2	経理課 外部資金第一係長	経理課 外部資金第一係
キャンパスライフ健康支援・相談センター ※キャンパスライフ健康支援・相談センター吹田分室	豊中市待兼山町 1-17 ※吹田市山田丘 2-1	会計係長	会計係
共創機構（産学共創棟）	吹田市山田丘 2-1	共創推進部共創企画課	共創推進部共創企画課
共創機構（テクノアライアンス棟）	吹田市山田丘 2-8	会計係長	会計係
コアファシリティ機構（吹田）	茨木市美穂ヶ丘 8-1 （産業科学研究所内）	研究推進部研究企画課 コアファシリティ機構 事務担当 専門職員	研究推進部研究企画課 コアファシリティ機構 事務担当
感染症総合教育研究拠点	吹田市山田丘 1-10	会計担当 専門職員	会計担当

廃棄物リスト

(兼引取書)

○排出場所

部局名: _____

立会者(連絡先): _____

No.	研究室名	廃棄物番号	廃棄物の名称	容量	備考
	例				
1	■■研究室	1	廃蛍光灯	40 本	
2	事務室	1	廃蛍光灯	20 本	
3	事務室	2	廃電池(リチウム除く)	40 kg	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

立会者

大阪大学吹田地区廃蛍光灯、廃電池及び廃バッテリー搬出処理請負業務 集積場所図面



本部事務機構 1
人間科学研究科 2(廃蛍光灯、廃バッテリー) 3(廃電池)
医学部保健学科 4
医学部附属病院 5
歯学研究科 6
薬学研究科 7
工学研究科 8
生命機能研究科 9
微生物病研究所 10(廃蛍光灯) 11(廃電池、廃バッテリー)
産業科学研究所、コアファシリティ機構 12
蛋白質研究所 13(廃蛍光灯) 29(廃電池・廃バッテリー)
社会経済研究所 14
接合科学研究所 15(廃蛍光灯) 16(廃電池・廃バッテリー)
核物理研究センター 17
D3 センター 18
レーザー科学研究所 19
情報科学研究科 20
世界最先端研究機構免疫学フロンティア研究センター 21(廃蛍光灯) 22(廃電池・廃バッテリー)
附属図書館生命科学図書館 23
附属図書館理工学図書館 24
医学系研究科 25
キャンパスライフ健康支援・相談センター吹田分室 26
共創機構(産学共創棟) 27
共創機構(テクノアライアンス棟) 28
感染症総合教育研究拠点 30

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学吹田地区廃蛍光灯、廃電池及び廃バッテリー搬出処理請負業務 1
式

請負代金額 別紙単価表のとおり

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 福田 祐一（以下「甲」という。）と受注者
（以下「乙」という。）との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上
記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第
137号）」（以下「法」という。）並びに関係法令に従い、甲の事業場から排出される産業
廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の適正な収集運搬処分を行うも
のとする。

第2条 乙は、業務を行う上で知り得た甲に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用して
はならない。

第3条 乙の事業範囲は別紙1に示す許可の範囲のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するも
のとして許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やか
にその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

第4条 乙は、別紙仕様書に示す各部局における廃棄物の保管場所から、専用運搬車で廃棄物を
収集し、別紙2の中間処分場において処分するものとする。ただし、中間処分後廃棄物が発
生する場合には、乙が責任をもって処分するものとする。

第5条 乙は、産業廃棄物等の積替保管を行う場合、第7条で定める契約期間内に確実に処分で
きる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合しては
ならない。なお、積替保管の場所等は別紙1のとおりとし、積替保管の場所において選別は
行わないこととする。

第6条 甲は、廃棄物の適正な処理のため、廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害
物質の有無及び臭気）、荷姿、腐敗・揮発等性状の変化、混合等により生じる支障、排出数
量、石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん
等が含まれる場合はその事項等の必要な情報を、必要に応じて、書面をもって乙に提供する。
通知する文書は「廃棄物データシート（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン
（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に作成を行うものとする。

2 甲は、当該廃棄物が日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場
合、当該含有マークに関する情報を乙に文書にて通知しなければならない。

3 甲は、本契約の有効期間中、契約締結時に提供した当該廃棄物に係る前2号の情報に変更
が生じる場合は、速やかに当該情報を文書にて乙に提供し、甲と乙とが対応について協議す
る。

第7条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。なお、契約期間満
了の2ヶ月前までに、発注者から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を令和

9年3月31日まで継続するものとする。

第8条 甲及び乙は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織を利用するものとする。

第9条 請負代金は、中間処分処理完了分を当月分として毎月払とし、毎月の中間処分処理業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第10条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課役務係に送付すべきものとする。

第11条 契約保証金は、免除する。

第12条 甲は、別紙仕様書に変更があった場合は乙に対して速やかにその旨を通知するものとする。

第13条 乙は、この契約に係る業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第14条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第15条 乙は、業務に際し、甲の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えないよう、注意義務を怠ってはならない。

第16条 乙は、前条にもかかわらず甲の建物及び付帯設備に破損又は損傷を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第17条 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第18条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第19条 前条によりこの契約を解除した場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の運搬・処分を乙が完了していないときは、当該廃棄物の処分が完了し、甲が支払いを終えるまでは、甲及び乙はこの契約が有効に続いている場合に生じる義務を負う。

第20条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第21条 この契約について、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第22条 本契約の有効期間は、第7条に定める期間とする。

2 本契約の失効後も、第2条、第4条、第5条、第8条から第10条、第13条、第14条及び第16条から第21条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学
理事 福田 祐一

乙

別紙 1

乙の有する許可の範囲（収集運搬）

区 分	
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

積替保管について

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物等の種類	
積替保管施設の所在地	
積替保管施設の保管上限	

別紙 2

乙の有する許可の範囲（中間処分）

区 分	
許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許 可 の 有 効 期 限	
事業の区分・処分方法	
廃 棄 物 の 種 類	
許 可 の 条 件	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	

最終処分場について

中間処分後廃棄物の種類	
事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
処 分 の 方 法	
処分する施設の処理能力	

